

市町村支援制度

福島県県北地方市町村移住支援制度一覧
 (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)

福島県県北地方振興局

	分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)	
1	住まい	福島市多世帯同居・近居支援事業	①対象：福島市内に新築住宅や中古住宅の購入及び改修等を行い、福島県多世代同居・近居推進事業の補助対象者となった者。 ②内容：基本額10万円、子ども加算1名5万円(4人限度)、県外移住加算10万円の補助金を交付。	定住交流課 024-525-3739	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/TKORYU-deai/kurashi/ijyuutei/iyuu/tasetai.html	
2	仕事	農業次世代人材育成事業	①対象：45歳未満で新たに独立して農業経営を開始し、自立する意思のある方。 ②内容：年間最大150万円(夫婦の場合、最大225万円)を最長5年間給付。	農業振興室 024-525-3726	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-kikaku/shigoto/noringyo/norinshinko/kikaku-aramashi.html	
3		福島市就職支援相談窓口	①対象：福島市内で就職を希望する方。 ②内容：就職相談や適職診断等就職に関する相談に専門スタッフ(キャリアコンサルタント)が対応します。(要予約)	商業労政課 024-525-3585	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syourou-rousei/shigoto/koyorodo/works/list286/index.html	
4	福島市	子ども医療費助成制度	①対象：福島市内在住で、健康保険に加入している0歳から18歳の子ども。 ②内容：医療費の保険診療による自己負担分及び入院時食事療養費定額負担分を助成。	地域福祉課 024-525-3747	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-iryuu/kenko/iryo/iryohijose/1203.html	
5		子育て世帯応援手当	①対象：福島市に住居登録が引き続き1年以上あり、中学生以上の子どもを1人以上監護する父母等 ②内容：子ども1人あたり年額1万円の手当てを支給	こども政策課 024-525-3767	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kseisaku-shien/kosodate/kosodate/shien/keizai08.html	
6		結婚 出産 子育て	私立幼稚園就園奨励費補助金、授業料軽減補助金	①対象：福島市に住居登録があり、私立幼稚園に通う世帯 ②内容：就園奨励費は所得状況に応じて補助します。授業料軽減補助については所得状況を問わず年額21,000円を補助します。	こども育成課 024-572-3418	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kikusei-kyouiku/kosodate/kosodate/yochien/gakko/12082101.html
7		保育料利用者負担軽減事業・一時預かり・延長保育事業	①対象：福島市の認可保育所・認定こども園を利用する世帯 ②内容：保育料について市独自の保育料を設定し、国の基準額より軽減された利用料で利用できます。勤労形態の多様化に対応した一時的な保育や延長保育を実施します。	こども育成課 024-525-3750	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kikusei-hoiku/kosodate/kosodate/hoikuen/hoiku1611011.html	
8		こんにちは赤ちゃん事業	①対象：生後2ヵ月から4ヵ月までの赤ちゃんがいる世帯。 ②内容：市が委嘱した「こんにちは赤ちゃん応援隊」が訪問し、お母さんや赤ちゃんにお会いし、地域の子育てに関する情報や悩みについて相談する機会を作ります。	健康推進課 024-525-7674	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kenkou-chiiki/kosodate/ninshin/shussan/140515.html	
9	二本松市	定住促進住宅取得奨励金	①対象：市内に定住する意思をもち、新築住宅を取得した方で要件を満たす方 ②内容：(1)契約時の年齢が39歳以下の方に72万円奨励金支給(新たに転入し土地購入の場合は28万円加算)(2)契約時の年齢が40歳以上の方に50万円奨励金支給	企画財政課 0243-24-7120	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/1/20130326.html	
10		住まい	三世帯同居住宅改修助成金	①対象：(1)子世帯とその父母又は祖父母が同居を始めて1年未満の場合で子の世帯に中学生以下の子どもがいるか、子の世帯が新婚夫婦②子の世帯とその父母又は祖父母が同居を始めて1年以上経過している場合は子の世帯が新婚夫婦 ※新婚夫婦・・・結婚3年以内の夫婦 ②内容：機能変更等を伴う住宅改修等で20万円以上の工事を対象に費用の1/2の額(上限36万円)を助成。※平成29年10月1日申請分から、市内業者が施工する工事のみ対象。	企画財政課 0243-24-7120	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/1/20130326.html

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
11	二本松市	住まい	空き家改修助成金	①対象：定住の意志をもち新たに転入される方が空き家を改修する場合 ②内容：工事費が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、内装などのリフォームが対象。最大50万円（助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額）	企画財政課 0243-24-7120	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/1/20160331.html
12			新婚世帯家賃助成金支給制度	①対象：市内の民間賃貸住宅に居住している新婚夫婦（結婚3年以内）で、どちらか一方の年齢が39歳以下の方（その他要件を満たす方） ②内容：月額1万円の家賃を助成（最長36月。助成期間は婚姻又は賃貸借契約時から36月が上限。）	企画財政課 0243-24-7120	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/1/2015040305.html
13			結婚生活支援事業	①対象：平成29年1月31日から平成30年3月20日までの間に婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦で所得要件等をすべて満たす方。 ②内容：民間賃貸住宅の締結に伴い支払う敷金と礼金。運送業者等に支払う引っ越し費用。	子育て支援課 0243-55-5094	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/19/sinkonseikatu2.html
14		仕事	空き店舗等活用事業補助	①対象：市内の空き店舗や空き家、空き事務所等に入居する創業者（市内在住、市内転入予定の方、または市内に事業所を有する法人） ②内容：内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事。建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入。※いずれも市内業者を利用する改修または備品購入に限る。	商工課 0243-55-5120	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/23/20160426-1.html
15		結婚 出産 子育て	第2子以降の保育料無料化	①対象：市内の保育所・認定こども園に入所する子の保護者 ②内容：第2子以降の保育料を無料化。低所得者世帯は第1子から無料となります（私立幼稚園、事業所内保育園は一部助成）。	子育て支援課 0243-55-5112	
16	伊達市	仕事	伊達市雇用促進奨励金	①対象：伊達市内に新たな事業所を設置、若しくは新たに生産性を向上させる設備投資を1億円以上（中小企業は、2千万円以上）行う製造業、情報通信業、倉庫業、卸売業、小売業、コールセンター業、データセンター業、先端技術・研究開発の事業者で、新規事業所の設置、設備投資に伴い、新たに伊達市の住民を正規雇用し、1年以上継続して雇用することと、市税の滞納がないことを条件とする。 ②内容：企業の新規立地、設備投資に際して、新規正規雇用者1人に対して1年ごとに50万円を3年間交付。	商工観光課 024-577-3175	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/
17			空き店舗対策事業	①対象：新規創業等を考えている方 ②内容：商店街にある6カ月以上商業活動に使用されていない、どうろに面した1階に立地している店舗を賃借し、商店街の魅力向上・賑わい創出に貢献する業種を誘導。 (1)改修費補助、(2)家賃補助	商工観光課 024-577-3175	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/
18		出産	伊達市子育て応援出産祝金給付事業	①対象：平成27年4月1日以降に出生し、伊達市に住民登録をした第3子以降のお子さん A. 出生児を除く2人以上の子を養育している出生児の父又は母。 B. 出生児の出生の前日から起算して1年前から、引き続き本市の住民基本台帳に登録されている者。 C. 申請時において、出生児と同居している者。 A・B・Cすべてに該当していること。 ※次に該当する場合は受給できません。 ・申請者及当該申請者の属する世帯の世帯員に市税の滞納があるとき。 ・申請者及当該申請者の属する世帯の世帯員が暴力団であるとき。 ②内容：第3子からの子供の出生に際し、出産祝金として一人50万円を支給	こども支援課 024-577-3128	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/
19		子育て		①対象：伊達市内に住民票を有し、子ども子育て支援新制度移行園に通園している幼児の保護者 ②内容：認定区分別保育料を国基準額より軽減（2号認定上限額：19,000円、1号認定上限額：5,700円、3号認定上限額：52,000円）	こども育成課 024-577-3141	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/
20	出産 子育て	産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業	①対象：日中、自分以外に家事や育児をしてくれる人がいない、妊婦や3歳未満の子どもの保護者 ②内容：〔家事〕(1)料理、(2)衣類の洗濯、(3)住まいの掃除や片付け、(4)生活必需品の買物など 〔育児〕(1)授乳、(2)おむつ交換、(3)沐浴の手伝いなど	こども支援課 024-577-3128	http://www.city.fukushima-date.lg.jp/	

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
21	本宮市	住まい	マイホーム取得奨励金制度	市内に住宅を新規取得する方に対し奨励金を交付する。 ①中学生以下の子がいる世帯・・・30万円（うち、3万円を本宮商品券による交付） ②その他の世帯・・・20万円（うち、2万円を本宮商品券による交付） ※奨励金の額を算出する基準日は、住宅を取得した日	政策推進課 0243-24-5322	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/2/teiju.html
22			避難者支援奨励金制度	市内に住宅を新規取得する避難指示区域等の住民に対し奨励金を交付する。 ◎奨励金の額＝初年度の固定資産税額×3 ①中学生以下の子がいる世帯・・・上限30万円 ②その他の世帯・・・上限20万円 ※奨励金の額を算出する基準日は、住宅を取得した日。	政策推進課 0243-24-5322	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/2/teiju.html
23			合併処理浄化槽維持管理費補助事業	下水道の計画区域以外で適正な浄化槽の維持管理をしている方に補助金を交付。 一律7,000円	上下水道課 0243-24-5413	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/23/96.html
24			浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置者に補助金を交付。 ①転換：5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ②転換以外：5人槽166,000円、7人槽207,000円、10人槽274,000円	上下水道課 0243-24-5413	
25			太陽光発電システム設置費補助金交付事業	住宅へ太陽光発電システムを設置する方に対して、予算の範囲内で設置費の一部を助成。 1キロワットあたり2万円(補助上限8万円、最大4キロワット分まで)	生活環境課 0243-24-5362	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/10/56.html
26			高齢者住宅改修支援事業	高齢者に対応する住宅改修にかかる費用の助成。 介護予防の工事を行う場合、改修費用の10分の9 (上限18万円)	高齢福祉課 0243-63-2780	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/7/jyuutaku.html
27		結婚 出産 子育て	結婚新生活支援補助金制度	新婚世帯の新生活支援のため、新居に係る住居費及び引越費用の一部を補助する。 ◎奨励金の額 世帯所得340万円未満の世帯に対し、新居の取得費、賃料、引越費用等のうち24万円を上限に支給。	政策推進課 0243-24-5322	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/2/marriage-new-life.html
28			特定不妊治療助成事業	特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成27年4月1日以降に治療されている不妊治療の一部を助成する。	保健課 0243-63-2780	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/11/huninnhizixyosei28.html
29			子ども医療費助成制度	市内に住所があり、健康保険の被扶養者となっている0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども（生活保護法の適用を受けている方を除く）を対象に、病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による負担金を助成する。	子ども福祉課 0243-24-5375	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/8/2603.html
30			私立保育所および幼稚園保育料の助成	私立保育料および私立幼稚園保育料の一部を助成する。	幼保学校課 0243-24-5446	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/18/hoikuryoujyosei.html

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
31	桑折町	住まい	桑折町若者定住促進事業補助金	①対象：申請日において、申請者または配偶者が45歳未満で、町内に新たに住宅を取得（新築や購入、建替え）、または新たに住宅リフォーム（400万円以上）を行い、平成29年4月1日以降に入居した人。 ②内容：補助基本額…住宅取得（30万円）、住宅リフォーム（20万円） 加算額…町内建築業者利用（10万円）	政策推進課 024-582-2115	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/3/teijuhojo.html
32			桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金	①対象：住宅用太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池システム、バイオマス燃料ストーブ設備を新たに導入した人。 ②内容： ・住宅用太陽光発電システム…1kwあたり3万円で、最大4kw（上限12万円） ・定置用リチウムイオン蓄電池システム…1kwあたり2万円で、最大5kwh（上限10万円） ・バイオマス燃料ストーブ設備…設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）	環境対策課 024-582-2123	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/19/saiene.html
33			桑折町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	①対象：新たに合併処理浄化槽を整備する人 ②内容：(1)合併処理浄化槽設置に伴う補助（332,000～548,000円） (2)単独処理浄化槽の完全撤去に伴う補助（30,000～45,000円） (3)汲み取り便槽の完全撤去に伴う補助（30,000円）	上下水道課 024-582-1100	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/7/jyoukasouseibihojyokin.html
34		仕事	新規農業者経営活動支援、新規農業後継者支援事業	①対象：農業担い手、農業後継者 ②内容：意欲ある担い手、農業後継者の育成・支援のため、町独自の支援金を交付する。	産業振興課 024-582-2126	作成中
35			創業者支援事業	①対象：新たに町内で創業を希望する人 ②内容：創業に関する相談窓口を設置し、創業支援に関する一元化された情報を提供する。また、町商工会や町内金融機関とも連携して創業支援を行う。	産業振興課 商工観光推進室 024-582-2126	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/5/sougyouninnte.html
36		結婚 出産 子育て	子ども医療費助成制度	①対象：桑折町内に住所のある0歳から18歳（高校3年生相当）までの子どもの保護者 ②内容：入院・通院に係る保険診療分の一部負担金と入院時における食事療養費、補装具等の費用を助成する。	保健福祉課 024-582-1133	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/4/8-3-6.html
37			幼稚園給食費無料事業	①対象：桑折町立醸芳幼稚園に通園している子どもの保護者 ②内容：年額30,000円程度の幼稚園給食費を公費で負担する。	子育て支援課 024-582-2403	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/20/9.html
38			多子世帯の保育所保育料、幼稚園授業料の減免措置	①対象：桑折町醸芳保育所、桑折町立醸芳幼稚園に通所、通園している子どもの保育料と授業料 ②内容： ・保育料…小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は通常の半額、3人目以降は無料となる。 ・授業料…最年長の子どもから順に2人目は通常の半額、3人目以降は無料となる。	子育て支援課 024-582-2403	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/20/6.html
39			入園・入学祝い品制服支給事業	①対象：桑折町内の幼・小・中学校に新たに入園、入学する園児・児童・生徒 ②内容：入学祝い品として、それぞれの制服を支給する。	学校教育課 子育て支援課 024-582-2403	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/20/9.html
40		その他	桑折町若者定住者向けJR通勤補助金	①対象：桑折町若者定住促進事業補助金の交付を受けた人および同一世帯の45歳未満の人で、JR東日本（東北本線・東北新幹線）を利用して通勤する人 ②内容：通勤定期代から勤務先で支給される手当を差し引いた額の1/2の額を交付する。	政策推進課 024-582-2115	http://www.town.koori.fukushima.jp/sos-hiki/3/teijuhojo.html

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
41	国見町	住まい	UIターン定住新築奨励事業	①対象：町が分譲した住宅地を購入した方 ②内容：当該土地及び新築家屋の1年間の固定資産税相当分を奨励金として交付（限度額30万円）	国見町企画情報課 024-585-2217	http://www.town.kunimi.fukushima.jp/newtown/backup.html
42			宅地購入資金利子補給事業	①対象：町が分譲した住宅地を購入した方 ②内容：融資を受けた金額1,000万円を限度に融資に係る借入利率を乗じて得た額を交付。（限度利率2%）	国見町企画情報課 024-585-2217	http://www.town.kunimi.fukushima.jp/newtown/backup.html
43			遠隔地現地見学者報奨事業	①対象：町が分譲する宅地を購入する目的で現地見学をする方 ②内容：上記のために要した旅費を交付（限度額3万円）	国見町企画情報課 024-585-2217	http://www.town.kunimi.fukushima.jp/newtown/backup.html
44	川俣町	結婚 出産 子育て	結婚祝金	婚姻届出後1年以内の新婚夫婦が町内に定住する場合、10万円のお祝金を差し上げます。	産業課商工交流係 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
45			新婚世帯定住奨励金	婚姻届け出後1年以内の新婚世帯（就業世帯）が、町内の民間借家（公営住宅、社宅、寮は除く）に入居したとき、月額1万円の家賃補助を3年間助成します。	産業課商工交流係 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
46			出産祝金	出生届を出した時、10万円のお祝金を差し上げます。	教育委員会子育て支援課 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
47			保育奨励金	保育料の助成が受けられます。（毎年度末） ○5歳児：最大で月額5,500円 ○2人目：最大で月額3,000円 ○3人目以降：保育料の全額（無料化）を助成します。（保育料を完納することが条件）	教育委員会子育て支援課 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
48			入学祝金	入学する子ども1名につき、5万円のお祝金を差し上げます。	教育委員会子育て支援課 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
49			学校給食費の負担軽減	保護者が負担する学校給食費のうち、2分の1の額を町が助成します。	教育委員会学校教育課 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
50			子どもの医療費無料化	18歳までの子どもは、医療費が無料で受けられます。	教育委員会子育て支援課 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html
51	仕事	新規学卒者奨励金	学校を卒業後1年以内に町内の企業に正社員として就職した場合に、5万円の一時金を差し上げます。	産業課商工交流係 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html	
52	住まい	UIターン者定住奨励金	定住後3か月以内のUIターン世帯（就業世帯）が町内の民間借家（公営住宅、社宅、寮は除く）に入居した時、月額1万円の家賃補助を3年間助成します。	産業課商工交流係 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html	
53		民間小規模宅地造成事業助成事業（造成有効面積3,000㎡以下の分譲宅地）交付金	借入利率の1/3について3年間利子補給します（限度額1億円）。また、3,000㎡以下の民間分譲宅地（3区画以上で1区画の分譲面積が200㎡以上）を造成する場合、宅地造成に係る宅地内道路整備及び水道配水管設置に要する経費として、舗装面積1㎡あたり3千円を助成します。	産業課商工交流係 024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/ku-rashi-tetsuzuki/ui-tei-juuka.html	

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
54	大玉村	住まい	住宅用再生可能エネルギー設備設置補助金	①対象：住宅用再生可能エネルギー設備を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住しようとする方。 ②内容：補助金 住宅用太陽光発電施設：2万円/kW（限度額10万円） 薪ストーブ・ペレットストーブ：設備工事費の5分の1の額（限度額5万円）	再生復興課 0243-24-8146	https://www.vill.otama.fukushima.jp/gyousei_jouhou/kakusyushienjigyouseikatukankyou/
55			合併浄化槽設置整備事業補助金	①対象：合併処理浄化槽を設置しようとする方。 ②内容：補助金 5人槽：166,000円、6~7人槽：207,000円、8~10人槽：274,000円 単独処理浄化槽或いは汲取り便槽からの切替は補助額の変動あり。	再生復興課 0243-24-8146	https://www.vill.otama.fukushima.jp/gyousei_jouhou/kakusyushienjigyouseikatukankyou/
56			水道新規加入金減免事業	①対象：給水装置の新設または改造（メーターの口径を増す場合に限る。）をする方。 ②内容：個人住宅及び集合住宅の新規加入料金が半額となる。 ・13mm：95,000円、20mm：120,000円	建設課 0243-24-8097	https://www.vill.otama.fukushima.jp/test/gyoseishien/
57			木造住宅耐震診断者派遣事業	①対象：耐震診断を希望する方。 ②内容：昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅に、耐震診断者を派遣する。個人負担：6,250円~7,300円	建設課 0243-24-8144	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/sekatu_kankyouseimaimokuzoujutaku/
58			木造住宅耐震改修支援事業	①対象：耐震改修を実施する方。 ②内容：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断を実施した結果、基準を満たさないと判断された住宅の改修工事費の一部を助成する。 【補助率1/2、上限100万円（内容により60万円）】	建設課 0243-24-8144	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/sekatu_kankyouseimaimokuzoujutaku/
59			子育て支援医療費助成事業	①対象：大玉村に住所を有する子（誕生日から18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の保護者。 ②内容：保険診療の一部負担金と入院時の食事代を助成（ただし、健康保険から給付される高額療養費及び付加給付を控除した額）。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/kosodate_shien/
60		ひとり親家庭医療費助成事業	①対象：ひとり親家庭等のうち、所得の低い家庭及び父母のいない児童。 ②内容：医療費の一部を助成する。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/hitorioyajosei/	
61		すこやか祝金	①対象：出産前引き続き3ヶ月以上本村に住所を有する親で、出生児が同一世帯の第3子以降の新生児であり、2人以上の子どもを現に扶養している場合。 ②内容：出生児1人につき30万円を支給する。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/syukukin/	
62		妊産婦健診	①対象：母子健康手帳を所持し、大玉村に住所を有する方。 ②内容：妊婦健診15回分及び産後1ヶ月健診を公費負担する。	健康福祉課 0243-24-8114	https://www.vill.otama.fukushima.jp/to-kushoku_shien/gyoseishien/	
63		風しん予防接種費用助成事業	①対象：妊娠を予定している、または希望している女性（接種日当日50歳未満）とその夫（婚姻関係は問わない）。 ②内容：風しん抗体検査と風しんワクチン接種費用の全額を助成する。	健康福祉課 0243-24-8114	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/fushin_yobousesyujosei/	
64		特定不妊治療費および男性不妊治療費の一部助成事業	①対象：福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成の決定を受けた方（申請日の1年以上前から住所を有していること等の要件あり）。 ②内容：不妊治療に要した費用に対して、支払った金額を超えない範囲で、県助成金に上乗せして助成する。ただし、初回に限り20万円を限度とする。回数は、1年目は年3回、2度目以降は年2回、通算して5年間で10回を限度とする。	健康福祉課 0243-24-8114	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/funin_josei/	
65		子育て祝金	①対象：5人以上の子（15歳到達後最初の3月31日までの間にある子）を現に扶養し、3ヶ月以上本村に住所を有する親。 ②内容：子1人につき年額1万円支給する。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/kosodate_syukukin/	
66	在宅子育て応援奨励金	①対象：本村に住所を有し、産後6か月を経過した日から満1歳に到達するまでの子どもを在宅で養育している保護者。 ②内容：子ども一人につき、月額1万円を支給する。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin_kosodate/teate_josei/zaitakukosodate/		

		分野	支援制度名	内容	担当課	関連ホームページ (URL)
67	大玉村	結婚 出産 子育て	村外保育施設利用者交付金	①対象：当該年度に待機児童が見込まれる場合において村外保育施設へ通所している児童の保護者。 ②内容：保育施設に支払った月額利用料から大玉村保育所へ入所した場合に支払うべき保育料の差額を支給する（上限5万円）。生後6か月から満3歳に達する年度の3月31日までの子どもが対象。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/ku-rashi/ninshin-kosodate/teate-josei/son-gai-hoikushisetukofu/
68			保育所保育料減免制度	①対象：同一世帯から18歳未満の子どもが2人以上いる場合。 ②内容：2人目以降の保育料は無料。ただし入所する年の1月1日に大玉村に住所を有していること。（延長保育も同様）	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/to-kushoku-shien/gyoseishien/
69			小学生放課後児童クラブ	①対象：下校時の昼間、保護者などが都合により家庭で保育を受けられない児童。 ②内容：様々な活動を通して児童の健全育成を図る。第3子以降は無料。	健康福祉課 0243-24-8115	https://www.vill.otama.fukushima.jp/to-kushoku-shien/gyoseishien/
70			幼稚園保育料免除制度	①対象：第3子以降の園児。 ②内容：保育料を免除する。ただし、前年度の1月1日現在における保護者の住所要件等の条件あり。	教育総務課 0243-48-3138	https://www.vill.otama.fukushima.jp/to-kushoku-shien/gyoseishien/
71			幼稚園預かり保育制度	①対象：働きなどの家庭の事情で保育が困難と認められる幼稚園児。 ②内容：幼稚園の教育時間以外の時間帯における保育を実施する。（第3子以降の園児については預かり保育料免除）	教育総務課 0243-48-3138	https://www.vill.otama.fukushima.jp/to-kushoku-shien/gyoseishien/

※記載の事業はすべて概要となります。募集期間や諸条件がありますので、詳しくは担当課またはホームページによりご確認ください。